

## 様式第2号(第3条関係)

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	北部振興局 建設課
委託業務番号	令和4年度 北建委第7号
委託業務名称	北部振興局管内農業集落排水処理施設維持管理業務及び汚泥引抜業務単価契約
委託業務場所	長浜市北部振興局管内26地区
業務の概要	長浜市北部振興局管内26地区的農業集落排水処理施設の維持管理業務及び汚泥・スカム引抜運搬業務
履行期間	令和4年5月1日 から 令和5年4月30日
契約年月日	令和4年4月28日
契約額(税込)	<p>維持管理業務 月額 7,755,000円</p> <p>汚泥引抜業務 1立方メートルあたり 14,520円</p>
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市木之本町木之本2100番地1</p> <p>[商号又は名称] (有)伊香清掃センター</p>
契約相手方の選定理由	<p>1. 廃棄物の処理および清掃に関する法律7条第1項に基づく湖北広域行政事務センターの収集または運搬の許可を受けた者で、かつ、令和4年度の長浜市入札参加登録のあるもの。</p> <p>2. 净化槽の保守点検業務については、法定(浄化槽法第48条第3項)登録・許可業者であることとされている。</p> <p>3. 制御機器により24時間連続運転を行なっており、処理水の放流には規制水質を満たす必要がある。そのため、浄化槽の適正な維持管理には、高度な技術、経験及び異常流入水等に対し迅速な対応が求められる。</p>
根拠規定	<p><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸(1)借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>